

# 会則・規定

## 日本風景写真協会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本風景写真協会という。

2 本会の名称の英語表記は、JAPAN NATURE SCENERY PHOTOGRAPH ASSOCIATIONとし、略称をJNPとする。

(本部事務局)

第2条 本会は、本部事務局を京都府に置く。

〒600-8409 京都市下京区不明門通五条上る玉屋町515

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、風景の撮影を主とする者が、写真による創作表現及び記録の研究と技術向上に努め、会員相互の交流を図り、もって文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 会員の写真創作技術向上のため、指導会員を選任し地方派遣、研修会をおこなう。
  - (2) 研究発表会、展覧会、講演会の開催
  - (3) 写真著作権の研究及び普及
  - (4) 新人写真作家の発掘と育成
  - (5) 会員相互の交流と情報交換のための会報、その他本会の目的を達成するために必要な出版物の刊行、ホームページの運営など日常活動
  - (6) 会員の発表会、展覧会、印刷物発刊に対する便宜と支援
  - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業をおこなうため、理事会の決議を経て、事業、企画、広報、法規などの各委員会を置くことができる。
- 3 第1項の事業をおこなうため、理事会の決議を経て、地区本部及び支部を設けることができる。

### 第3章 会員の種別

(会員の種別)

第5条 会員は本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体であって、次の5種とする。

- (1) 正会員 風景写真による表現の創作若しくは記録又はそれらの研究を行っている個人で、本会の目的に賛同し寄与する者。
- (2) 指導会員 本会の目的に賛同する個人で、風景写真による表現の創作、記録、研究に特に優れている者で、理事会で推薦、承認された者。
- (3) 名誉会員 本会の事業に対し深い理解を示し、特段の学識経験を有する者。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人、団体。
- (5) 功労会員 本会に功労のあった者で、理事会で推薦、承認された者。

(入会)

第6条 正会員、指導会員、賛助会員の入会は、応募要項にしたがい指定の入会申し込み書を会長に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

2 入会の可否は理事会において決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会員の義務)

第7条 会員は次の義務を負う。

2 正会員は会則等に定められた入会金及び会費、負担金を納入しなければならない。但し、名誉会員・指導会員はその限りではない。

3 賛助会員は、会則に定められた賛助会費を納入しなければならない。

4 入会金及び会費の金額は、理事会において決定し、規則で定める。

5 会員は、展覧会、撮影会等各種行事に参加する場合、個人負担分を支払うものとする。負担金はそのつど理事会で決定し会員に通知する事とする。

6 会員は、会則、諸規則及び理事会の決議事項を遵守する。但し、やむをえない事情がある場合は、その旨を理事会に申し立て、義務を免れることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 退会したとき。

(3) 当該年度開始より3ヶ月を超えて会費の納入がないとき。但し、特別な理由がある場合で、理事会の承認があったときはこの限りではない。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は会則に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号に該当する場合で、理事会決議に基づいた会長からの退会勧告に従わず退会しないときは、理事会において3分の2以上の決議により除名することができる。

(1) 本会の会則、規則、付則などに違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員名簿を商業行為その他、会則第3条の目的以外に使用したとき。

(抛出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費、負担金その他抛出金品は、一切返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 名誉会長

(2) 会長 理事を兼ねる

(3) 理事 15人以上20人以内

(4) 監事 2人

(5) 顧問 必要に応じ選任することができる

2 会長は1任期毎に理事の中から副会長、会計担当、事務局長ほかの常任理事（8人以内）を指名する。

(選任等)

第13条 名誉会長及び会長、理事、監事、顧問は前年度の理事会の推薦を得て、総会において全会員の中から選任する。

2 任期満了となる次期理事の再任についても、前項と同様とする。

3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

- 4 顧問は理事会により選任し総会の承認をうける。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 名誉会長は、会長からの要請により助言を行い運営を支援し、会長から要請があったときは常任理事会、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は不在のときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会則を遵守して、総会決議に基づき本会の業務を執行する。
- 5 常任理事は会長とともに常任理事会を構成し、事業を推進する。
- 6 監事は、次の職務を行い、総会又は理事会において意見を述べることができる。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産状況その他業務の執行において不備不正を発見したときは、理事会に報告をすること。
  - (4) 前号の報告の必要があるときは、総会又は理事会の招集請求をすること。
- 7 顧問は会長及び理事会の要請に対し助言を行い、運営を支援する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、理事の再任は2回（通算6年）までとする。ただし、正、副会長および常任理事に就任予定者はこの限りではない。

- 2 前項の任期は、総会で選任された時より2年とする。
- 3 名誉会長は本条第1項、同第2項の規定にかかわらず任期は終身とする。ただし、本人から辞任の申出があったときは理事会に諮り決定する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了となっても、後任者が就任するまではその職務をおこなう。

(解任)

第16条 役員が次に該当するときは理事会において、3分の2以上の決議に基づいて解任し、総会に事後報告することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができ、その額は理事会決議を経て会長が定める。

- 2 役員には規則に基づいて費用の弁償をすることができる。
- 3 正会員が役員を代行する場合又は会長の承認を得た場合は前項に準ずる。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第18条 本会の総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成その他)

第19条 総会は、正会員及び指導会員で構成する。

(総会の決議事項)

第20条 総会は、会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算について
- (2) 事業報告及び収支決算について。
- (3) 財産目録及び貸借対照表について。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会で必要と認める事項。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員、指導会員の合計総数の3分の1以上から議題を明記した書面で招集請求が提出されたとき。

(3) 第14条の規定により、監事からの招集請求が出されたとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、会則に規定するもののほか、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会員に対し、開催日の7日前までに会議の審議事項、内容、日時、場所を記載した書面にて通知しなければならない。

(議長の選出)

第23条 総会の議長は、会長が指名しその総会で承認された者が務める。ただし、承認されない場合は総会の出席会員の中から選出する。

2 議事録署名人2名は、議長が指名する。

(定足数その他)

第24条 総会は正会員、指導会員の合計総数の3分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ成立しない。但し、全会員が出席できない災害等の事象があったときは、理事会の決定により委任状による総会とすることが出来る。また、一部特定地域の会員の出席が可能である場合（他の会員は委任状による）も同様とする。この場合にあっても正会員、指導会員の合計総数の3分の1の出席（委任状を含む）がなければ成立しない。

(決議要件)

第25条 総会の決議は、会則に規定されたもの以外は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決することとする。

2 議長は、前項の可否同数以外には議決に加わることはできない。

(書面、代理人による表決参加)

第26条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ送付された議案審議事項についてのみ、郵送による書面での表決又は会員を代理人として表決を委任することができる。この場合は前条の規定の適用は、出席したものとみなす。

(議事録その他)

第27条 総会の議事は次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、委任者を含む）
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過概要と結果及び発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長、議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(決議事項の通知)

第28条 総会の議事の要項及び決議事項は、全会員に通知する。

## 第6章 理事会及び常任理事会

(権能)

第29条 理事会は会則に定めるものの他、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会決議事項の執行に関する事項
- (3) 支部設立に関する事項
- (4) その他総会決議を必要としない会務の執行に関する重要な事項
- (5) 緊急に処理すべき事項

2 常任理事会は、理事会に付託すべき事項及び緊急に処理すべき事項を討議し理事会の承認を得るものとする。

(理事会の種類)

第30条 理事会は、定例理事会、書面等による理事会及び臨時理事会の3種とする。

2 定例理事会は、原則として年3回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号に該当するときに開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面で招集請求があったとき。
  - (3) 会則の規定による監事からの招集請求があったとき。
- 4 常任理事会は、次の各号に該当するときに開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 常任理事総数の3分の1以上から会議目的の記載した書面で招集請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会、常任理事会及び臨時理事会の招集は会長がおこなう。

- 2 前条第3項2又は3、第4項2に該当する場合は、その日から14日以内に会議を招集し、審議事項の内容及び日時場所を記載した文書で開催日の7日前までに通知すること。

第32条 理事会及び常任理事会の議長は、会長が務めることとし、決議事項は理事会に報告しその承認を求めなければならない。

(理事会の開催要件)

第33条 理事会及び常任理事会は、各々その構成員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会及び常任理事会においては、第25条から第27条までの規定を準用する。

(専門委員会の設置)

第34条 会長は、理事会の業務の執行を補佐するため、理事会の決議を経て専門委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び賛助会費
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業から生じる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産管理)

第36条 本会の資産は指定寄付と理事会決議での繰り入れによる基本財産と、それ以外の運用財産とに区別し、会長が管理保管する。

その管理方法は理事会決議を経て会長が別に定め、運用、処分に関しては、理事会及び総会決議を経なければならない。

(運用財産)

第37条 本会の業務遂行に要する経費は、運用財産をこれに充てる。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画とこれに伴う収支予算は、会長が編成し、会計年度開始前に理事会の承認を得て、総会の決議を経なければならない。変更の場合も決議を必要とすることとする。

(事業報告および決算)

第39条 本会の収支決算は、会計が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書、財産増減事由書、会員の異動状況書等と共に監事の意見書をつけ、その会計年度終了後3ヶ月以内に理事会及び総会の承認を受けなければいけない。

- 2 収支決算に剰金があるときは、理事会決議及び総会承認を経て基本財産又は運用財産に編入、又は翌年度に繰り越すものとする。
- 3 新年度開始に際し、やむを得ない理由により予算が成立していないときは、会長は理事会の決議を経て暫定予算を組むことができる。この場合の収支は新たに成立した予算の収支とみなす。

(資金の借り入れ)

第40条 本会が資金の借り入れをしようとするときは、理事会決議を経なければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日までとする。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更その他)

第42条 この会則の変更は、理事会では4分の3以上、総会では出席会員総数の2分の1以上の決議を経なければならない。

2 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項は、理事会決議を経て会長が、規則又は付則に定める。

(解散その他)

第43条 本会の解散は、解散決議が、理事会の4分の3以上の決議を経て総会に諮り、総会において出席会員数の4分の3以上の決議を経たとき。

(残余財産の帰属)

第44条 本会の解散時に有する残余財産の帰属は、総会の4分の3以上の決議を経て定める方法によっておこなう。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、理事会の決議を経て会長が任命した、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(帳票類の管理)

第46条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員原簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿
- (4) 財産目録、資産台帳及び負債台帳
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 会則に定める期間の議事に関する書類
- (7) 第27条に規定する議事録
- (8) 庶務日誌及び官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、本会年史に必要な期間が終了するまでとする、ただし、前項第5号及び第7号の帳簿及び書類は10年、同項第8号及び9号の書類及び帳簿は3年保存しなければならない。但し、理事会及び事務局が引き続き保存する必要があると認めたものは、この限りではない。

## 第10章 付則

(付則)

第47条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第48条 この改正は総会決議のあった日から施行する。

## 日本風景写真協会入会、退会等規則

### (総則)

第1条 日本風景写真協会会則（以下「会則」という。）第3章に規定する入会及び会員の資格喪失に係る手続きについては、この規則の定めるところによる。

### (募集要項)

第2条 会則第6条第1項に規定する募集要項を変更するときは理事会の決議を経て会長が定めるものとする。

- 2 入会を希望するものは、風景の撮影を継続しているものとし、当会員のなかに紹介者があるときは入会申込書に署名するものとする。
- 3 募集要項は、希望する会員種別にしたいが、正会員入会申込書（別記第1号様式）又は賛助会員入会申込書（別記第2号様式）を添え、配布するものとする。この場合、郵送を希望する者から郵送料の実費を切手で徴することができる。

### (審査通知)

第3条 会則第6条第2項の通知は、入会を可とする場合、入会承認書で行い、入会を否とする場合は審査結果通知書で行うものとする。

- 2 入会を許可されたものは、希望する支部に所属し、支部活動に参加できる。

### (会員証等)

第4条 正会員及び指導会員の会員証は、別記第5号様式の規格とする。

- 2 賛助会員の賛助会員証は、別記第6号様式の規格とする。
- 3 会員証、及び賛助会員証の交付時期は、日本風景写真協会会費等規則の規定に従うものとする。

### (会員原簿の登録、抹消等)

第5条 会長は、前条の会員証を交付したものを直ちに会員名簿に登録し、直近の理事会に報告することを要する。

- 2 会員は、会則第8条に該当する場合には、直ちに会員証又は賛助会員証を会長へ返還しなければならない。
- 3 会長は、会員が会則第8条に該当する場合には、理事会の承認を経て、会員名簿から当該会員を削除する。

### (退会届その他)

第6条 会則第9条により、退会しようとする者は、退会届（別記第8号様式）を会長へ提出しなければならない。

第7条 会則第10条に規定する退会勧告は、退会勧告書（別記第9号様式）を本人に送付し行わなければならない。

- 2 会則第10条に規定する退会勧告に弁明を希望する者は、退会勧告書に記載する期日までに会長へ弁明書を提出しなければ弁明の機会を失うものとする。

### (休会)

第8条 会員は災害等やむをえぬ事情が生じたとき、理事会の承認を得て休会することができる。休会期間は1年とし、この間の会費は半額とし、会報のみ送付する。

### 付則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。

## 日本風景写真協会会費等規則

(平成14年1月1日制定)

(総則)

第1条 日本風景写真協会会則（以下「会則」という。）第7条に規定する入会金、会費及び賛助会費（以下「会費等」という。）については、この規則の定めるところによる。

(新会員の会費等の納入等)

第2条 会則第6条第2項により入会を認められた者は、会員種別にしたがって、会費等を、理事会の決議を経て会長が指定する方法及び期限を遵守して、納入しなければならない。

- 2 会員の会員証及びステッカー類の交付は、前項の会費等の納入を確認した後に行うものとする。指導会員、賛助会員の会員証の交付も同様とする。

(入会金の額)

第3条 入会金は、10,000円とする。名誉会員及び指導会員はこれを免除する。

(会費及び賛助会費の額)

第4条 会費は、正会員月額1,250円（全期分を前納、途中入会者は月割り前納）とする。

- 2 賛助会費は、年額50,000円を1口とし、1年1口以上とする。
- 3 次年度会費は、10月末までに納めなければならない。

(納入方法等)

第5条 会員は、その種別にしたがって会費又は賛助会費を、理事会の決議を経て会長が指定する納入方法及び納期を遵守して、納入しなければならない。

(会員証、賛助会員証の交付)

第6条 正会員及び指導会員の会員証は、理事会の定める有効期限を記して交付するものとする。

- 2 賛助会員証は、新年度の賛助会費の納入を確認した後に、交付するものとする。

付則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。



# 日本風景写真協会会計処理規則

(平成14年1月1日制定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日本風景写真協会会則（以下「会則」という。）第7章の規定により、本会の収支の状況、資産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本会の会計は会則及びこの規則の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

## 第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第5条 本会の一切の会計は、理事会の決議を経て会長が別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第6条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の形式は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(会計責任者)

第7条 会計責任者は、会計担当理事の中から、理事会の決議を経て会長が任命する。

2 会長は、会計責任者を任免したときは、会員に通知するものとする。

3 予算決算書類を作成するものとする。

(帳簿書類の保存)

第8条 会則第46条第4号及び第5号に規定する帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 予算決算書類 永久

(2) 会計帳簿、伝票 10年

(3) 証拠書類 10年

(4) その他の会計書類 3年

2 前項の期間は、決算に関する定時総会終結の翌日から起算するものとする。

処分する場合は事前に、会計責任者の指示又は承認を受けて行うものとする。

## 第3章 予算

(目的)

第9条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の執行者)

第10条 予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第11条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第12条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めるときは、科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第13条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第14条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

## 第4章 出納

(金銭の範囲)

第15条 この規則において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第16条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 3 会長は、出納責任者を任免したときは、会員に通知するものとする。

(金銭出納)

第17条 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、直接の支出に充ててはならない。

- 2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

(預金及び公印管理)

第18条 預金の名義人は、会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、会長が保管し、押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(手元現金)

第19条 出納責任者は、日々の現金支出に充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第20条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、月に1回残高確認と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第5章 固定資産

(定義)

第21条 固定資産とは、耐用年数1年以上又は1個若しくは1組の取得価額10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第22条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第23条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、き損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第24条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

## 第6章 物品

(定義)

第25条 物品とは、耐用年数1年以上又は1個若しくは1組の取得価額10万円未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理)

第26条 物品の管理のため台帳を備え、その管理は第23条を準用する。

附則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。

## 日本風景写真協会事務局規則

(平成14年1月1日制定)

## (総則)

第1条 日本風景写真協会会則（以下「会則」という。）第9章に規定する事務局の設置及び運営に関しては、この規則の定めるところによる。

## (設置)

第2条 本会の事務を処理するため、会則第2条に定める場所に事務局を置く。

## (組織)

第3条 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。必要に応じ事務局次長を置くことができる。

## (職務)

第4条 事務局長は、理事会の指示により、事務局を総括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局員は、事務局長の指示により、本会の諸事務を処理する。

## (任命)

第5条 事務局長及び事務局次長は、会員の中から、理事会の承認を得て会長が任命する。

2 事務局員は、会員の中から、理事会の承認を得て会長が任命した者又は理事会の承認を得て会長が雇用した職員とする。

3 会長は、事務局長、事務局次長を任免したときは、会員に通知するものとする。職員を雇用又は解雇したときも同様とする。

## (事務内容)

第6条 事務局に従事する者の各事務分掌は、理事会の承認を経て会長が定める。

## (報酬等)

第7条 事務局に従事する理事及び会員は、無給とする。ただし、常勤又は常勤に準ずる場合は、有給とすることができ、その額は、理事会の決議を経て会長が定める。

2 本規則第5条第2項により、会長が雇用した職員は有給とする。その額は、理事会の決議を経て会長が定める。

## (委任)

第8条 会則及びこの規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営については、理事会の決議を経て会長が別に定めることができる。

## 付則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。

## 日本風景写真協会（JNP）支部規定

（支部）

- 第1条 支部の設立にあたっては、所属する会員の数が15名以上又は近い将来15名が見込まれるものであるとともに、地域を競合しないなどの条件を満たしていることとする。なお、設立後、支部会員数が減少し、増員活動にもかかわらず、増加は見込めず10名に満たないため、作品展等支部活動に支障が生じる場合は、理事会の決議により支部を解散する。
- 2 会員は所属する支部を自ら選ぶことができるが、2以上の支部に所属することはできないものとする。

第2条

支部には、支部長その他必要な役員をおき、支部長の任期は、原則として本部理事の任期運用に習い、各支部規定に定めるものとするが、本部理事の任期を越える場合は、事前に会長に報告したうえ、理事会の承認を得ることとする。

（地区評議委員）

- 第3条 本部は必要に応じ地区評議委員を指名することができる。地区評議委員は、その地区の活動を総括する。
- 第4条 支部の活動に関する費用その他経費は支部会員の負担とする。
- 第5条 支部は、年4回以上のミーティング並びに年1回以上の撮影会及び作品展（支部地域内で）を開催すること。開催にあたっては、支部の責任の下、事故等のないよう万全をつくすこと。
- 第6条 支部は、名誉会員又は指導会員の派遣を本部に要請することができる。
- 第7条 支部員は入会時に支給されたステッカーを三脚等わかりやすい所に貼付することとし、会員同志の親睦と協力をはかるものとする。
- 第8条 支部員はJNP選抜作品展や各種行事に積極的参加をするものとする。

付則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。

## 日本風景写真協会地区割

◎ 各県の支部を地区別に統括するために、全国を10地区に分ける。

## ◎地区割

例：(HS) の記号は地区の略記号

北海道地区 (HS) ・北海道一円

東北地区 (TS) ・青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、宮城県

関東地区 (KT) ・東京都、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、神奈川県

甲信越地区 (KN) ・長野県、山梨県、新潟県

北陸地区 (HK) ・福井県、石川県、富山県

中京地区 (CN) ・愛知県、岐阜県、静岡県、三重県

近畿地区 (KO) ・京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県

中国地区 (CH) ・岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県

四国地区 (ST) ・愛媛県、高知県、香川県、徳島県

九州地区 (KF) ・福岡県、大分県、長崎県、宮崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

## 風景写真協会会員の撮影姿勢について

日本風景写真協会倫理風紀委員

### ◎ 風景写真の定義

自然風景を主とするが「人物」「鳥獣」「人工的な建築物」等が入っていても主たる作品の表現が風景の一部としてであれば当協会は、風景写真と見なす。

- ① 例として 神社仏閣の撮影時自然風景を表現するが神社仏閣が一部として表現してあれば風景写真とする
- ② 平原、山岳など取り入れる場合、「電柱」「送電線」「民家」などは、その風景の一部として同化される表現であれば風景写真とする

### ◎ 当協会では、風景写真撮影にあたり特に「環境破壊防止」を原則とし現有の風景を保存、育成の姿勢を第一と心がけるべきである

特に風景写真撮影時は、その自然の中に没入、対話し、大きな目で注視して自然に親しみをもって季節毎に変貌する自然を大切にすることが、当協会会員の大切な心構えである。

そのため次の「風景写真撮影マナー遵守宣言5ヶ条」を定める

1. 現有の自然風景を厳守する姿勢。  
むやみに 草木、樹（木）など折ったり切ったりしない。
2. フィルム箱及び銀紙、包装紙、タバコの吸い殻など捨てることを厳禁とする。  
迷惑駐・停車を慎みアイドリングストップに留意する。
3. 田畑に入る場合、近所、持ち主、地主に事前に承諾を得てから撮影をする。  
現場に入る場合、あぜ道、田畑の中など三脚、足跡など迷惑にならないよう十分注意し慎重に行動すること。
4. 他人の写角内に無造作に入らず、長時間撮影場所を独り占めせず譲り合いの精神を持ちむやみに大声や奇声をあげない。

注 最近撮影マナーの悪さが目立ち神社仏閣など三脚禁止、写真撮影厳禁などまた、撮影現場から苦情などがでています。われわれ当協会員は、JNPのワッペンに恥じない姿勢を保持し環境破壊防止に率先して実行しましょう。

そのためJNPのワッペンは、必ず三脚、バッグ、帽子などに取り付けましょう。

## デジタル写真規則

(平成 19 年 3 月 3 日制定)

### 第 1 条 デジタル写真の定義

ここでは、デジタルカメラで撮影したものをいう。フィルムで撮影してデジタル出力したものは、第 4 条のような画像加工をしていなければ、銀塩写真と同等に扱う。

第 2 条 当協会では、本規則施行後、選抜展「四季のいろ」、紙上コンテストでデジタル写真の応募を受け付ける。

### 第 3 条 作品の加工の制限

加工は濃度、色調、色温度、焼き込み、覆い焼きなど銀塩写真で行われる程度に限って認める。ただし現実の風景に近づけるため、過度な加工は絶対にしない。

また画像のデフォルメや合成、画像の一部削除などは一切認めない。

選抜展、「四季のいろ」の選考作品については、過度な加工がされているかどうかをチェックするため、第一次選考をパスした作品については加工前の原画像とプリントに使用したデータの提出を求める。

第 4 条 日本風景写真協会では、デジタルカメラを使用する会員や写真愛好家に過度な加工は写真としての領域を超え、グラフィックデザインとでもいうべき写真とは別のメディアであるということを認識して内外に積極的にアピールする。

### 付則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。



## 日本風景写真協会書面表決等規則

(平成14年1月1日制定)

(総則)

第1条 日本風景写真協会の会議において、当該会議に出席できない場合に行う書面による表決又は委任による表決（以下「書面表決等」という。）についての様式は、この規則の定めるところによる。

(総会の場合)

第2条 会長は、総会開催通知及び総会資料とともに、別記第1号様式の書面表決用紙を、正会員及び指導会員に送付しなければならない。

- 2 日本風景写真協会会則（以下「会則」という。）第26条により書面表決等を行おうとする有権会員は、前項により会長から送付された書面表決用紙で行わなければならない。

(理事会又は常任理事会の場合)

第3条 会則第33条において準用する第26条により、理事会又は常任理事会において書面表決等を行おうとする理事又は常任理事は、理事会及び常任理事会にあつては別記第2号様式を用いるが、同様の内容を記載したFAXまたはEメールの送信による手段も可とする。

- 2 前項の書面表決等を行おうとする理事又は常任理事は、前項の様式に従い、賛否を記載して送付しなければならない。

付則

この規則の改正は、理事会で決議のあった日から施行し、次の総会で承認を得るものとする。